

評価項目11 経営収支計画

収支計画が策定されている(+1)、収支に余剰が見込まれる(+1)とされているが、実態として、平成22年度まで農業売上だけでは黒字になっていない。(資料15)

次に、他の応募者とのバランスを比較してみると、

評価項目1 営農の基本方針

「(株)T・G・F」 「環境への配慮、圃場を生かした経営の確立、販路拡大や加工などの経営の多角化等を検討している」とし、漠然としたものであるにもかかわらず、3点

「6番」 販売先に生協を示しているが、販売の多角化とまでは言えないとして1点減点し、3点に

「17番」 大根、ネギ、レタス、トマト、サラダ菜、いろいろなものを作付けし、その一々についてどういうふうな販売先を確保するかということを明確に記載されているにもかかわらず、3点の評価と(株)T・G・Fと同じ点数になっている。

評価項目10 資金調達計画

「(株)T・G・F」 新規法人であるが、融資計画もそのまま認められている。(後日、新規法人であることを理由として1点減点)

「36番」 途中2点になったものの新規法人で融資が未知数として最終的には1点の評価

また、36番は、資本金は5,000万円であるが、(株)T・G・Fは200万円しかなく、さらに入植が決定した後には60万円に減資している。

他の応募者でこの項目が1点から2点に変更されているのは、自己資金が大きいところだけ、(株)T・G・Fは、自己資金200万円のみであるにもかかわらず、加点されている。

評価項目12 その他

「(株)T・G・F」 「労働力や機械・施設等から見て農地の適切な利用が見込まれる」として1点加算し、3点

「53番」 機械設備の導入も計画され、雇用計画も(株)T・G・Fと同等であるが、評価は2点のまま(結果、選考から落ちている)

この項目については、(株)T・G・Fは当初、加点されていなかったが、大規模農業ということで、労働力の確保が見込まれるとして、1

点加点しているが、申請時の常時雇用は2名であり、その他は臨時雇いや季節雇いしか存在しない。

など、(株)T・G・Fの評価点数の移動を見たところ、加点した根拠に乏しく、他の応募者との比較においても、(株)T・G・Fの評価点が過大になっている傾向が見られる。

なお、これらの点数の移動について、「やっぱり少し私の見方は、新規参入については厳しかった、厳しかったというよりも、実績がないという点をですね、やっぱりちょっと見ました。(平成23年10月19日、島田証人)」、「島田さんが、何と申しますか、意外と辛目の点数をつけておったということもあったと私は思っております。(平成24年5月19日、平山証人)」との証言もあるが、それを受け入れたとしても、他の応募者との評価点数のバランスが取れないことや評価点の移動の根拠が薄いことから、それだけの理由とは考えにくいものである。

(2) 選考委員会の役割について

選考委員会は、入植者選定に関して、入植者選定の基準を決定し、審査を行い、入植者の選定を行う機関である。

平成23年11月7日の木村証人より公正・公平を期すために、匿名による審査を旨とし、外部への情報漏えいを防ぐために、会議録も残さないという措置を採っているとの証言があった。

もちろん情報漏洩の防止は大変重要なことであるが、会議録の作成自体が情報の漏洩につながるものではなく、より重要な、会議の内容を残すことにより、将来への禍根をなくすという効用を重要視すべきだったと考える。実際、このことが、委員会での真実の究明を阻害する一因ともなっている。

しかしながら、平成24年5月7日の東証人の証言によると選考委員会委員長と農林部長（長崎県農業振興公社副理事長）には、事前に全応募者の名簿が報告されていた。

また、平成23年11月7日の木村証人の証言によると、「選考資料を作成していただくのは事務局でございます。選考の原案という資料をつくる、それをもって一つひとつの検討をいたしましたので、そういう意味では事務局でございます」。

同じく、「原案を事務局から出されて、原案を根本からひっくり返すとか、大きな修正をすとかということはない」とあり、事務局作成の案が

そのまま採用されているものである。

同日、同人の証言から、第2回の選考委員会で、評価基準及び点数配分が決定されているが、事務方の評価チームにより、点数配分等が修正され、選考委員会にかけることなく、変更後の配分で評価が行われており、点数が決定されている。

その後開かれた、第3回選考委員会の冒頭で点数配分等の変更が承認され、すでに変更後の評価基準で行われた評価で、審査が行われていることが確認された。

上記のように、案を事務局発信で作成しているが、その提案された内容に対して委員会でどの程度、審査されていたのか疑問であり、単に追認するだけで委員会として審査自体が形骸化していたのではないかと、推察される。

換言すれば、事務方の主導により入植者が決定されたと言わざるを得ない。

(3) 株式会社T・G・Fの諫早湾干拓農地借受申出書提出前後の県の関与について

1) 第1に、「募集前に入植希望者への対応の状況如何」ということについては、県農林部諫早湾干拓室営農推進班において、入植に関する事前の事務として、意向調査や入植相談などを行っており、当時の班長は、「平成16年当時ぐらいからいきますと、ほとんど今回の応募で実際入植されたところとの接点というのは、どっかで持っているぐらいです。本当にあの時新規というよりも、それ以前からのいろいろなご相談は受けておりました。それで、当時の件数としてですね、はっきりした記憶はございませんけれども、やっぱり記録だけでも数十件はあったかと思えます。説明会というのを行っておりますので、その時には、すべての経営体を対象に、実際お会いして、こちらから説明をするという形をとっておりますので、諫干室の営農推進班としては、ほぼ応募があった以上の経営体との接触は持っていたと思っております。（平成23年11月22日、松永証人）」と証言している。

しかし、営農推進班の職員は、(財)長崎県農業振興公社の兼務職員となっており、同公社職員として、応募者の調査及び点数評価を行うなど、実質的な審査も行っているのであるが、これに対して、鶴田証人(当時の諫早湾干拓室長)から「当時、私どもの考えとしましては、今までにやっ

ていない農業、環境保全型農業、大規模農業を行うということで、未経験の農業でございますので、県の方向性や、こういう農業をしてほしいということを事前に営農者の方に説明をしておりました。その説明を、県の意向と完全に合っているかどうかというのを営農者の方に確認するわけでございますので、説明した本人が、その人たちの状況を聞くというのが一番合理的な方法だと我々は思っておりました。(平成24年4月23日、鶴田証人)」との証言があり、県の方針自体が透明性の観点から適切であったか疑問が残るところである。

さらに、平成23年12月6日の平山証人の証言によると公募基準等の検討協議会の事務局職員が、入植希望者への対応を行い、営農意向調査なども行っており、基準作成者が被評価者と接触することを許している。

2) 第2に、「募集後の対応の状況」については、現地調査を行った後でも、調査者が入植応募者との面談等を行っているが、その際の記録(メモ)が存在しないものがあり(平成23年10月19日、平山証人)、相談・指導内容が不明確となっている。

これらに加え、カルビーポテト(株)との取引証明の取得に関しても、「言った覚えはない」とする平山氏と、「指示を受けて取得した」とする永田氏の間で証言が異なり、後日、永田氏が「自主的に取得した」とここでも証言が変遷しており、前記2点を加え、(株)T・G・Fへの県の対応については、疑義を抱かざるを得ない。

3 株式会社T・G・Fの営農状況及び経営状況について論議となった事項

(1) 営農状況について

先ず、大村市での営農状況を見ると、「実際耕作放棄地であったと、特に遊休農地、これに機械等を入れて整備をして植栽ですか、植えつけ、これもちゃんとしたという事実を聞いておりますので、営農はされているという判断をしたものでございます。(平成23年12月19日、中山証人)」との証言があるが、「現在は、諫早の干拓地に集中しており、大村市は年2～3回程度の手入れを行っている程度。(平成24年1月10日、小柳証人)」となっており、本特別委員会において平成23年10月11日に行った現地視察においても、植えられた樹木の中には枯れかけているものもあり、収穫は望める状況にはなく、大村市での営農の実績はほとんどなかったものと考えざるを得ない。

翻って、力を集中しているという諫早湾干拓農地を見ると、平成24年1月10日の小柳証人からは、入植地全体の3分の1は、5年計画で土作りを行い、残り3分の2にじゃがいも、にんじん、たまねぎを作付けしていると証言がある。

同日の永田証人からは現在は売り上げ8,000万円を目標に作付計画を立てているとの証言がある。

申出時の計画と比べると、実際の入植面積が半分程度となっていることもあるが、平成24年6月5日の平山証人の証言によると、実態として、正規の職員は2人のみで、売上は4,000万円程度(資料15)であり、作付計画の半分程度しか実現できていない。

また、作付が伸びない理由の一つとして、「その粘土質の中に空気を入れるために麦を栽培し、麦わらを敷き込み、また、緑肥を敷き込みという作業が必要だと、これは当初、計画をつくっていく中でも問題視されていたところで、それがとられますと、当然収穫量が減りますので、売り上げも減るということでしたが、今後、安定的な収穫を得るためには必要なことだと、一瀬君の強い進言もありまして、その辺を今でも進行している状況だというふうに思います。(平成24年1月10日、谷川喜一証人)」との証言がある。

しかしながら、小麦の作付は入植時から計画されており、計画と同程度の数量を産しているが、売上としては4分の1となっている。

(単位：t、千円)

品 目	生産計画 (入植後3年目)		平成22年度実績	
	数量	金額	数量	金額
オリーブ	1	1,000		
ブルーベリー	1	2,000		
シーベリー	0.2	400		
加工馬鈴薯	345	17,940	129	11,341
玉ねぎ	575	39,675	200	12,596
にんじん	575	44,850	記載なし	14,189
大豆	107	2,091		
大根	64	26,880		
キャベツ	62	9,300		
ブロッコリー	280	7,000		
小麦	44.8	5,247	43	1,339
にんにく外				773
合計		156,383		40,238

(資料11、資料15)

(2) 経営状況について

「(株)T・G・Eの経営状況」ということについては、売り上げの経緯としては、平成24年1月10日の小柳証人の証言によると、平成20年度 1,400万円、平成21年度 2,800万円、平成22年度 5,500万円まで平成21年度までは赤字、平成22年度で100万円の黒字となっているが、平成21年度からは、その他売上として、農業以外の収入を、(株)谷川建設が行う、シロアリ駆除、建設資材の販売業務の管理業務を代行し、手数料として得ており、その額は、平成21年度 800万円、平成22年度 1,500万円となっている。

従って、農業外の売上を除くと、いまだに、赤字経営となっている。

また、これらに関わる従業員は、平成24年1月10日の永田証人の証言によると「正社員は、現在2名です。」とある。

この正社員2名によって、32haという大規模農業が確実に展開できるかも疑問なしとしないところであるが、これに加えてシロアリ駆除や建設資材

の販売の管理業務の代行手数料により1,500万円という売上額を計上する
ということは、商行為として社会通念上、ほとんど考えられず、(株)T・G・
Fの経営状況について、大きな疑念を抱かざるを得ない。

4. ながさき「食と農」支援事業の補助採択について論議となった事項

「認定の事務処理のあり方は適正であったか」ということについては、平成19年度の事業には、2件の申請があり、審査委員会での審査の結果、

・第1回目の審査結果（A～Dで評価）（資料16）

（株）シュシュ 6名の審査委員中、A評価2名、B評価4名

B社 6名中、B評価が2名、C評価4名

となり、（株）シュシュについては、ほぼ問題なく採択可能、B社については、現申請そのままでは、採択は難しく、要検討との評価となった。

この案件については、平成24年4月6日の渡辺証人の証言により、決裁権者は、農林部長であるが、知事が非常に感心を持っている事業でもあり、了承を取るため報告している。

平成24年3月26日の渡辺参考人の発言、濱本証人の証言から、どちらも事業としてはすばらしく両方ともに採択したいという思いがあり、評価が低かったB社も、採択できるようにと、B社の書類修正を指示し、審査委員に再審査を依頼、その結果を待って、平成19年12月17日には書類が完備していた（株）シュシュを併せて報告したため、知事報告は平成20年2月21日となっている。

しかし、その再審査に当たっては、「第三者委員会を2回目開催せずに、これは審査依頼ということで、改善点を整理したものを多分お配りして、書面でのご意見をいただいたと思います。

なぜそういうふうなやり方をしたかについては、一つには時間的な関係もあってですね、その当時、シュシュも採択方針でやっておりましたので、全体を急いで審査をしたいということの中で、開催してではなくて、書面でも早急にやりたいというふうな判断でそういった書面での依頼になったかと思えます。審査委員会を開催することなく（平成24年4月6日、濱本証人）」と証言があり、通常と異なる手法で行われている。

ところが、平成24年4月6日の渡辺証人の証言によると、「知事に報告に行ったところ、評価がよかった（株）シュシュについては、既にアグリビジネスで成功しており、過去シュシュというのは1回、知事特認ということで補助を受けておりますので、同じところに2度やるのは趣旨が違うんじゃないか。広く、県として補助するなら特定のところに集中してやるのはおかしいんじゃないかと指摘され、農林部内で再度検討の結果、不採択とした。」とされ、平成24年3月26日の濱本証人も「アグリビジネスをより広く県下に生み出したいという思いがあつてつくった補助ということで、直近の18年度まで同様の補助を受けておつたということの中で、一方に偏ることなく、

より広くやるといふそういう制度の趣旨に合わないんじゃないかと指摘された」と証言している。

しかしながら、これらの事務処理が遅くなったことについては、決定が年度末に近づくと、採択後の事業実施が難しくなることを知りつつ、また、「3月までの事業年度内に事業が完成をしなくちゃいけないということになると、一日でも早く決定をもらわなくてはいけない。そういうことで、市を通じて何度となくお願いをした経過がございます。(平成24年4月6日、山口証人)」と申請者から申し込まれているにもかかわらず、年度末の決定となっており、何らかの意図があるのではないかと疑念を抱かざるを得ないものである。

さらに、知事が過去の採択事例を知っていたことに関しては、平成24年3月26日に濱本証人から「知事レクの際に過去の採択事例は特に報告していないが、毎年度採択結果は報告しているのを知っていたのではないか」との証言があるが、この事業が3カ年間の事業であり、採択が3年前のことであることを考えるとにわかに首肯することはできない。

次に、山口氏(㈲シュシュ 代表取締役)に対する、(株)T・G・Fへの協力の働きかけについては、「何名かから話はあったが、当人からはなかった(平成24年3月26日、山口参考人)」と発言されているが、「協力依頼に対して、協力はしたいけれど、技術を持っていないので、自分たちではできないと言ったことが「受けてくれなかった」(断られた)と思われたかもしれない。(平成24年3月26日、山口参考人)」とも発言している。

特に、東氏の関与については、東氏自身からは、「特にT・G・Fに限って「よろしく頼む」だとか、あるいは先ほど出ました「協力してくれ」だとかという話はやった覚えはございません。(平成24年4月6日、東証人)」、「私どもとしては、連携が非常に大事だと、かぎを握っているなという話はあちこちでさせていただいたと思っています。(平成24年4月6日、東証人)」との証言があるが、山口氏からは、「特に直接的に、東さんから私の方にT・G・Fを頼むというのは、具体的に東さんからという断定ではございません。(平成24年4月6日、山口証人)」、「東証人から直接、その雑談の中で全体的なことはありましたけれども、T・G・Fに限ってということはございません。(平成24年4月6日、山口証人)」と否定しているが、もって回った言い方になっており、不自然な口調に思える。

また、小林委員からの「谷川さんところが1回だけしか来なかったと、こう言っているんだけどね。今言っているように、それで周りの関係者から、T・G・Fを助けてくれ、T・G・Fに協力してくれということは何回もあったということを行っているんじゃないか、複数からと。だから、それ自

体断っていることなんだよ。そういうようなことをあなたがそうやって結果的にお断りになったと。そのことが、要するに今回の不採択になったということは、さっきも言っているように、何度も何度もあなたは顔を真っ赤にしながらかおっしゃったではありませんか。このことについては間違いがないんでしょう。私にずっと嘘を言われてきたんですか。」との質問に対し、「嘘を言ったつもりはございません。しかしながら、その発言の趣旨が正しく伝わってなかった可能性はあると思います。(平成24年4月6日、山口証人)」との証言もあり、また、補助の採択について、知事の意向があったのではとの質問に、「あったとは信じたくもありませんし、そういうことはなかったと信じております。」との証言を行っているが、明確な証言は得られなかった。

5 金子原二郎前長崎県知事（現参議院議員）及び谷川弥一元農林水産大臣政務官（現衆議院議員）の株式会社T・G・Fの入植等にかかる関わりについて論議となった事項

(1) 金子原二郎前長崎県知事（現参議院議員）の株式会社T・G・Fの入植等にかかる関わりについて

「金子前知事が親族企業の応募や審査状況は把握できていたのではないか」ということについて、応募状況は、平成24年4月6日の渡辺証人から「募集締切の翌日平成19年9月4日に報告している。」との証言があり、また、平成20年3月20日の読売新聞記事においても、「昨年9月、営農希望者のリストを見て知った。娘は役員を外れたほうがいいと思ったが、嫁ぎ先が経営する企業に口出しするわけにもいかず、言いそびれた。」（資料17）とあることから、平成19年9月4日には知っていたものとも考えられる。一方、平成20年3月19日の朝日新聞では「娘から話を聞いて『まずい』と思ったが、言いそびれてしまった。」（資料18）との記事もある。

このことから、営農希望者リストを見る前に娘から話があったとも思われ、また、それに対し、「まずい」と反応するということは、これら一連の流れに、好ましくないとの思いを抱いたことは明らかである。

平成24年4月6日に渡辺証人は、「応募状況の報告の際に、知事から選定過程については報告不要と言われた。」と証言しているが、平成24年4月23日には、「貸付者が確定する第4回選考委員会の開催前に、委員会資料により知事に報告している。」とも証言しており、入植者が確定する前にすべての入植者の選定状況、入植地、面積を金子前知事は知っていたことになる。

また、「選考委員会の前とか、それから理事会の前とか、そういう時には、もちろん諫干室長、それから公社の副理事長でもあり、当時の農林部長でもあります渡辺教育長にも、次の選考委員会ではこういう形でかけたと思いますという相談はしておりました。（平成24年5月7日、東証人）」との証言もあり、県としても、逐一、内容は承知していたこととなる。

このことから、知事は、中間報告は要らないと発言しているが、募集締切前に娘の企業が入植に応募することも知っており、決定前に選定者を報告しても、そのまま受けるなど、その発言の真意は疑わしく、県が途中経過をすべて把握できていたことを考えれば、すべてを知り得ていたものと推察される。

こうした、全てを知り得た中で、結果的に親族企業の入植を許したこと

は、「まずい」と言いながら、入植することを容認するものとして、一般の県民感情からは、到底受け入れ難いものである。

(2) 谷川弥一元農林水産大臣政務官（現衆議院議員）の株式会社T・G・Fの入植等にかかる関わりについて

「(株)T・G・Fへの関与」ということについては、当初、設立を企図していた(株)谷川農場(仮称)の構成員に役員として谷川弥一氏が株主の一人として掲載されている。(資料19)

これに対し、「通常の商業法人をつくる中での親族企業の在り方で構成されてあったというふうに思いますので、そういった認識でありました。(平成24年1月10日、谷川喜一証人)」、「通常の商業法人として子会社をつくるようなイメージで構成していいかというような質疑があったというふうに記憶しております。(平成24年1月10日、谷川喜一証人)」と弁明しているが、経営から退いているはずの谷川弥一氏が役員として入ることが通常の形態なのであれば、その影響力についても一考させられるものである。

その後、「農業会議の方は、誰であろうといいんですが、農業ができるか、できないか、農作業ができるか、できないか、それだけで判断していました。ですから、そこで、谷川代議士とか谷川貞子さんは、農業会議の方から、外してくださいというふうなアドバイスを受けました。(平成24年1月10日、永田証人)」として、(株)T・G・F設立に際しては、構成員から外れているものの、長崎県農業改良普及センターに新規就農者としての相談した際の県のメモに「谷川会長に説明する」という記載がある。(資料1)

これについては、平成24年1月23日の永田証人・谷川喜一証人から「谷川会長と言った覚えはない、谷川社長に説明した。」との証言もあるが、記憶と記録の比較において信頼性は記録が高いと言わざるを得ない。

また、諫早湾干拓農地に知事の親族企業入植の新聞記事では、平成20年3月19日の朝日新聞「取締役は別の人間と聞いていた。疑念を抱かれてもしかたがない。すぐに取締役を代えさせる。」(資料18)、平成20年3月20日の西日本新聞「長男がその会社の代表とは知らなかったが、いろいろ指摘を受けても仕方ない。長男夫婦は取締役を退任する。」(資料17)との記事がある。

これらのことは、経営等に関しての影響力を窺わせるもの以外の何ものでもない。

また、一方で、平成20年3月20日の読売新聞記事では「息子の会社で実験農場を行ってきた。干拓地への入植はその一つで、何が問題だというのか。国会議員や知事の親族であることが問題なら、息子夫婦離婚し、私が議員を辞職すれば良いのか。」(資料17)と開き直りとも取れる記事もあり、先の新聞記事の内容の真意を疑わせるものである。

さらに、谷川喜一氏は、平成24年1月10日に「谷川代議士の元秘書である山下氏に依頼して、農林水産省の職員を紹介してもらい、その職員からカルビーポテトを紹介してもらった。」とも証言し、山下氏は平成24年1月23日に「カルビーの件で、谷川喜一氏から相談を受けた記憶はない。」と証言しているが、自ら仕える代議士の息子の依頼を忘れるということは、一般には考え難いものである。

こうしたことから、谷川弥一氏が㈱T・G・Fの設立について当初から関与するとともに、大村市の草場での営農や諫早湾干拓地への入植について重大な関心を寄せていたことは間違いなく、自らの公職を省みない、身内の利益を優先する立場を取っていたものとして、一般の県民感情からは到底受け入れ難いものである。

6 財団法人長崎県農業振興公社のリース料の回収（弁済）確保等及び県の行うべき営農指導等について論議となった事項等

(1) (財)長崎県農業振興公社のリース料の回収（弁済）確保等について

「包括外部監査での指摘の状況如何」ということについては、「平成24年3月末現在で、リース料の滞納は、1,700万円強となっており（平成24年5月7日、農地利活用推進室長）」、「そういう経営状況、特にリース料の未納というものにつきましては、再設定（リースの更新）の判断基準として持っていきたい。（平成24年5月7日、農林部長）」との発言があった。

しかし、これまで多額の経費を投入したからこそ、厳正な審査を通じて農業経営が間違いなく適正に行われるであろう経営体を選別してきたという、これまでの県や(財)長崎県農業振興公社の業務執行のあり方が間違っていたと指摘せざるを得ない。

(平成23年度包括外部監査による指摘抜粋)

農業振興公社は、国から土地を購入し、その土地を営農者に対してリースしている。

借入金の返済は、原則、リース収入を充てることとしているが、現在のリース単価では、返済額に足りないため、県から不足分を借り入れて支払いを行っている状況である。

今後、リース料の改定がなされれば、リース料のみで返済も可能となる予定である。

しかし、公社における債権等の管理に不十分な事例が見受けられる、県との金銭貸借契約の中にあいまいな文言がある、今後の債権の返還計画の金額などに県と公社で相違があるなど、今までの認識のままでの事業計画に警鐘が投げられている。

また、今後、リース料の改定も視野に入れているが、現況でもリース料が未納となっている事業者も存在しており、改定がスムーズになされるか、改定された場合、リース料の回収が滞ることがないか不安要素は存在する。

(2) 県の入植者への営農指導等について

「県として入植者の現状把握はどうなっているのか」ということについては、「全体の経営状況の把握は行っておらず、個別の融資の相談などがあった場合にのみ経営状況の確認を行っている。（平成24年5月7日、農林部長）」とのことであり、「作付計画の実現性については毎年チェックし

ている。(平成24年5月7日、農林部長)」との発言があったが、これは、通常の営農指導の事務であり、諫早湾干拓農地という重大な県の事業として行われている入植に関して、(財)長崎県農業振興公社に多大の債権を持つ者としても、営農・経営の状況を詳しく把握し、的確な指導を行うとともに、(財)長崎県農業振興公社との十分な連携が必要である。

